記入例

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

記入必須（斜線部を除く）

変更がある加算のみ記載すること

必ず告示【厚生労働省告示第82号】、留意事項（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））、加算様式を確認の上、提出すること。
※不明な点等がある場合は、事務の円滑化のため、別途質問票をメールにて送付すること。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分（※1）	人員配置区分（※2）	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料（様式内で求める資料も添付）	参照告示等 告示	参照告示等 留意事項
各サービス共通					地域区分	1．一級地　2．二級地　3．三級地　4．四級地　5．五級地 6．六級地　7．七級地　20．その他				
介護給付費　生活介護	20	1．21人以上40人以下 2．41人以上60人以下 3．61人以上80人以下 4．81人以上 5．20人以下	1．21人以上40人以下 2．41人以上60人以下 3．61人以上80人以下 4．81人以上 5．20人以下	1．Ⅰ型(1.7:1) 2．Ⅱ型(2:1) 3．Ⅲ型(2.5:1) 4．Ⅳ型(3:1) 5．Ⅴ型(3.5:1) 6．Ⅵ型(4:1) 7．Ⅶ型(4.5:1) 8．Ⅷ型(5:1) 9．Ⅸ型(5.5:1) 10．Ⅹ型(6:1)	施設区分	1．一般　2．小規模多機能				
					定員超過	1．なし　2．あり				
					職員欠如	1．なし　2．あり				
					サービス管理責任者欠如	1．なし　2．あり		有りの場合、県に電話で連絡すること		
					開所時間減算	1．なし　2．あり				
					開所時間減算区分（※5）	1．４時間未満　2．４時間以上６時間未満				
					短時間利用減算	1．なし　2．あり		有りの場合、県に電話で連絡すること	第6-1-5(3)【P28】	第二の2(6)②(四)【P93】 ・具体的には、別途「国のQ&A(H30.3.31)」を参照すること
					大規模事業所	1．なし　5．定員81人以上				
					医師配置	1．なし　2．あり				
					人員配置体制	1．なし　2．あり		別紙3-1、別紙5-1		
					福祉専門職員配置等	1．なし　3．Ⅱ　4．Ⅲ　5．Ⅰ		別紙4、別紙5-1、資格証（写）		
					常勤看護職員等配置	1．なし　2．Ⅰ　3．Ⅱ		別紙３０、別紙5-1	第6-3の2【P32】	第二の2(6)⑤【P98】
					視覚・聴覚等支援体制	1．なし　2．あり		別紙7		
					重度障害者支援体制 ※　指定障害者支援施設は除く。 告示に記載。	1．なし　2．あり （指定障害者支援施設は、同施設の定員数と同施設の生活介護の定員数に関わらず本加算の対象外です。）		別紙38	第6-7の2【P34】	第二の2(6)⑩【P103】
					リハビリテーション加算	1．なし　2．あり		別紙8		
					食事提供体制	1．なし　2．あり		別紙6		
					延長支援体制	1．なし　2．あり		別紙24、生活介護計画		
					送迎体制	1．なし　3．Ⅰ　4．Ⅱ		別紙25		
					送迎体制（重度）	1．なし　2．あり				
					就労移行支援体制	1．なし　2．あり		別紙３９	第6-13の2【P38】	第二の2(6)⑪【P112】
					就労移行支援体制（就労定着者数）	就労定着者数（　）				
					主たる事業所サービス種類１（※6）	サービス種類コード（　）				
					指定管理者制度適用区分	1．非該当　2．該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り		
					共生型サービス対象区分	1．非該当　2．該当		（共生型のみ該当有り）		
					サービス管理責任者配置等（※7）	1．なし　2．あり		別紙52（共生型のみ該当有り）	第6-1-8の3【P29】	第二の2(6)②(ハ)【P94】
					地域生活支援拠点等	1．非該当　2．該当		様式なし→該当の場合、別途県から個別に確認します。		

事業所が所在する市町村の等級を選択する

各項目について、該当する箇所に○をつける
新規指定の場合は全ての項目に○をつける
変更の場合は変更する箇所だけ○をつける

項目によって必要な別紙が記載されている場合は、指定された別紙及び添付書類も併せて提出する

多機能型事業所の場合は事業所全体の定員数の合計に○をつける

該当するサービスのみ添付する

定員数を記入する

注　網掛けは、変更・追加された項目です。

※１　多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分（加算）」には、以下の内容を設定する。
生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分（加算）」が同一の場合、「多機能型等定員区分（加算）」は設定しない。

※２　「人員配置区分」 欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※３　「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「２．あり」で設定されていた場合に設定する。

※４　18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※５　「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「２．あり」の場合に設定する。

※６　「主たる事業所サービス種類１」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「２．あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）において行った場合は「33：共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34：宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22：生活介護」を設定する。

※7　「共生型サービス対象区分」欄が「２．該当」の場合に設定する。

※8　「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「２．あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、「2:外部サービス利用型」、または「３．日中サービス支援型」を設定する。

※9　就労移行支援及び就労移行支援（養成）について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。

※10　「大規模住居」欄の「２．定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「４．定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※11　「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。